

運 営 規 定

指定居宅介護支援事業所
第二岩崎病院

1. 事業の目的及び運営の方針

在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整その他のサービスの提供を行う。また要介護者が介護保険施設に入所する場合には、介護保険施設への紹介その他のサービスの提供を行う。

2. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	職務内容
管理者	1名	介護支援専門員に居宅サービス計画の作成を指示する。
主任介護支援専門員	2名	ケアマネジメント指導
介護支援専門員	2名	① 要介護者ならびにその家族等からの相談に応じる。
		② 要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。
		③ 在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、居宅サービス計画を作成する。
		④ その他厚生省令第38号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の職務。

※管理者は主任介護支援専門員或いは介護支援専門員と兼務することがある

3. 営業日及び営業時間

1) 営業日

営業日は○印

日	月	火	水	木	金	土
	○	○	○	○	○	

休日・夜間電話番号

059-271-7797

尚、祝日及び年末年始(12/31～1/3)は休業します

2) 営業時間

8:30～17:00 (但し緊急時の相談は24時間、電話対応します)

4. 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

1) 居宅介護支援の提供方法、内容

- ① 居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認する。
- ② 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- ③ 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- ④ サービス担当者会議を召集し、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

- ⑤ 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で決定する。その際、求めに応じて複数の事業所を提示し、事業所の選定理由などについても説明する。

2) 利用料その他の費用の額

居宅介護支援費に関しては保険給付10割につき、ご利用者様の自己負担なし。
但し、給付制限のある方はこの限りではない。(介護報酬上の規定に準ずる)

5. 通常の事業の実施地域

原則として津市北部(橋北中学校区、一身田中学校区、豊里中学校区、朝陽中学校区)

6. その他

- 1) 利用者の相談を受ける場所 : 第二岩崎病院内居宅介護支援事業所
2) 使用する課題分析票の種類 : 全社協版
3) サービス担当者会議の開催場所 : サービス利用者宅又は第二岩崎病院内居宅介護支援事業所
4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 月1回、必要に応じてその都度

7. その他運営に関する重要事項

- 1) 正当な理由なしに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。
- 2) 提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
- 3) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 4) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情への対応
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 6) 介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備します。特に虐待防止に関しては院内マニュアルに沿って、a. 委員会の開催、b. 指針の整備、c. 研修の実施、d. 虐待が発生した場合の対応方法、e. 担当者 を定めます。
また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行います。
- ① 採用時研修採用後1月以内
 - ② 虐待防止に関する研修年1回
 - ③ 権利擁護に関する研修年1回
 - ④ 認知症ケアに関する研修年1回
 - ⑤ ハラスメントに関する研修年1回

附則

この規定は、平成30年8月24日から施行する。
この規定は、令和01年9月01日から施行する。
この規定は、令和03年4月01日から施行する。